



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

31 観名保第 189 号  
令和 2 年 2 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和2年2月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

|                |   |
|----------------|---|
| <p>行政文書の名称</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年1月21日に日本建築センターから取得した、名古屋城木造復元に関する防災評定に関し、国土交通大臣認定</li> <li>・2019年1月21日に日本建築センターから取得した、名古屋城木造復元に関する防災評定に関し、国土交通大臣への申請書</li> </ul> |
| <p>公開しない理由</p> | <p>請求のあった行政文書を作成（申請書）又は取得（認定）しておらず不存在のため非公開とします。</p> <p>※国土交通大臣に対して、防災評定に関し申請書を提出する予定はありません。</p>  |
| <p>備考</p>      | <p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;<br/>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室<br/>TEL 052-231-2488</p>  |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第5号様式 (第5条関係)

行政文書公開決定等期間延長通知書

31 観名保第 188 号  
令和 2 年 2 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 2 年 2 月 7 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 行政文書の名称                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年1月21日に日本建築センターから取得した、名古屋城木造復元に関する防災評定</li> <li>・2019年1月21日に日本建築センターから取得した、名古屋城木造復元に関する防災評定に関し、名古屋市が日本建築センターに申請した書類</li> </ul> |
| 名古屋市情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間 | 令和2年2月7日 から<br>令和2年2月21日 まで  |
| 延長する期間                      | 令和2年2月22日 から<br>令和2年3月19日 まで   |
| 延長の理由                       | 一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第11条1項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。   |
| 備考                          | <期間の延長決定を行った所管課・公所><br>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室<br>TEL 052-231-2488   |



第5号様式 (第5条関係)

### 行政文書公開決定等期間延長通知書

31 観名保第 187 号  
令和 2 年 2 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 2 年 2 月 7 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 行政文書の名称                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋城現天守閣の耐震に関する、既存建築物耐震診断・改進等推進全国ネットワーク委員会登録の耐震判定委員会委員（内2名）の意見<br/>(平成 28 年 10 月 24 日 経済水道委員会説明資料の元)</li> </ul> |
| 名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間 | 令和 2 年 2 月 7 日 から<br>令和 2 年 2 月 21 日 まで  |
| 延長する期間                          | 令和 2 年 2 月 22 日 から<br>令和 2 年 3 月 19 日 まで   |
| 延長の理由                           | 一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。   |
| 備考                              | <期間の延長決定を行った所管課・公所><br>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室<br>TEL 052-231-2488   |